様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年　3月13日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃぷりまべーら  一般事業主の氏名又は名称 株式会社プリマベーラ  （ふりがな）あらい　ひでお  （法人の場合）代表者の氏名 　新井　英雄  住所　〒373-0033  群馬県太田市西本町57-4  法人番号　7070001022402  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　12月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社のHPで公表  <https://team-prima.jp/dxinitiatives/>  【代表メッセージ】  【当社のDX戦略】  ・当社のDX推進による経営の方向性 | | 記載内容抜粋 | 【代表メッセージ】  「業務システムに改革を起こすデジタルサービス」の導入により、お客様との接点を強化し、業務の効率化と企業運営全体の生産性向上を目指しています。また、デジタル技術の進化に伴い、セキュリティリスクの増加が予想される中で、お客様の情報を守るために、定期的なセキュリティ対策を徹底し、リスクを最小限に抑えています。  さらに、DX化の過程で浮き彫りになる重要な業務課題を適切に選定し、それらの解決を通じて企業価値の向上を図っています。これらの取り組みにより、急速に変化する競争環境に適応し、持続可能な成長を実現し、社会的価値の創出を目指してまいります。  【当社のDX戦略】  ・当社のDX推進による経営の方向性  経済産業省が2018年に発表した「DXレポート」で提唱された「2025年の崖」。DXレポートによると、日本企業が今後DXを推進していかないと、2025年以降、毎年12兆円ずつの経済損失が生じる可能性があります。このような時代背景を加味すると、インフラ業だけでなくデジタル技術を駆使する新規参入者が登場し、業界の常識を覆す革新的なサービスを展開する可能性が十分に考えられます。  当社では、DX推進の一環としてGoogle Workspaceを活用し、基盤システムや業務プロセスの効率化を図っています。Google Workspaceを用いることで、社内外のコラボレーションを強化し、迅速な意思決定と情報共有を目指しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である幹部会において承認  2024年12月9日幹部会にて承認の上、ホームページで公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　12月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社のHPで公表  <https://team-prima.jp/dxinitiatives/>  【当社のDX戦略】  ・データ活用戦略 | | 記載内容抜粋 | 【当社のDX戦略】 全店舗にPCやタブレットを導入し、システムのクラウド化を進めることで、情報のリアルタイム共有を実現しています。  また、従来は非定型業務とされていた業務についても、Google Workspaceを活用して有機的に統合し、情報やマニュアルの即時共有や業態・業務を越えた連携を図っています。  さらに、リモートワーク環境の改善・強化や、社内SNSの開発・導入といった、オンライン上での社内コミュニケーション向上を目的とした取り組みを通じて、社員が働きやすい環境を整えるためにデジタル技術の検証・活用を積極的に行っています。  これらの取り組みにより、仕事の進め方の効率化やお客様への対応における品質向上を目指し、従業員が働きやすい環境の実現など、今後もさらなる発展を実現してまいります。  ・データ活用戦略  ・データ蓄積  データはGoogle Cloud Platform（GCP）を利用し、効率的かつ安全に蓄積しています。  (データ蓄積例)  ・店舗の従業員ごとの人時生産性  ・従業員ごとの売上実績  ・日時業務時間配分  ・データ可視化  Googleルッカースタジオを活用して、蓄積したデータを分かりやすく視覚化しています。  ・データ共有  Googleドライブを通じて、組織内でデータをスムーズに共有し、全員がアクセスできる環境を提供しています。  ＜活用例＞  ・アイドルタイム把握による拠点人数の最適化  データを活用してアイドルタイムを把握することで、拠点ごとの適切な人数配置を実現し、業務効率の向上を図っています。  ・データ可視化による在庫確認の簡略化  在庫データを可視化することで、迅速かつ簡単に在庫状況を把握でき、業務のスピードアップと精度向上を実現しています。  ・データ共有化による社内電話連絡の削減  データを共有化することで、社内での電話連絡を減少させ、より効率的な情報共有とコミュニケーションを実現しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である幹部会において承認  2024年12月9日幹部会にて承認の上、ホームページで公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社のHPで公表  <https://team-prima.jp/dxinitiatives/>  【DX戦略を効果的に進める体制】  ・DX推進体制  ・DX人材育成  ・DX人材確保  【DX教育事例】 | | 記載内容抜粋 | 【DX戦略を効果的に進める体制】  DX推進体制  当社は、2023年度に代表取締役社長直轄のAI委員会を設置いたしました。今後、AI委員会が中心となり企画立案・実行を行い各部署と協力しながらDXを推進していきます。  DX人材育成  当社では、従業員の職種に応じてDX推進に必要な基本的なスキルから高度なデジタル技術、データ分析能力までを段階的に習得できる育成プログラムを提供しています。  毎年4回実施している「DX関連勉強会」では、従業員がデジタル技術やデータ活用のスキルを実践的に学び、業務に活かせる能力を高めています。  DX人材確保  当社では、特にデジタル分野に強い新卒人材を積極的に採用し、IT業界からの転職者も対象にした採用活動を強化しています。これにより、DX推進に必要な専門知識を持った人材を確保し、組織の強化を図っています。  【DX教育事例】 社内DXに対する取組み・実行内容  Googleカレンダー機能を用いた  全社員のスケジュール見える化  2008年より実施  全社員の日程が一目で把握出来るよう管理開始  ビジネスチャットツールを用いた円滑な  コミュニケーションによる業務効率化  2011年より実施  迅速な伝達に向け継続的に実施  IT人材育成のための  社外講師によるデジタル勉強会の開始  2019年より実施　全12回の1年間開催  全従業員にDXツールとしてiPad配布 2020年実施済み  社内AI研究会の発足 2023年に発足  DX推進チームの発足 2024年に発足  2023年に発足したAI研究会の後任  従業員向けDX勉強会の実施 2024年より開始  年4回「DX関連の勉強会」を実施  DX推進チームにて生成AIの勉強会を開始  DX推進チーム4名が  「2024年 第2回 Generative AI Test」テスト合格  ※Generative AI Testとは  一般社団法人日本ディープラーニング協会（JDLA）が実施する、生成AIに特化した知識や活用リテラシーの確認の為のテストです。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社のHPで公表  <https://team-prima.jp/dxinitiatives/>  【当社のDX戦略】 ・当社の具体的なDX戦略  ・当社では、最新の情報処理技術を活用するため下記の取り組みを行っています | | 記載内容抜粋 | 【当社のDX戦略】 ・当社の具体的なDX戦略 DX推進委員会の発足  WEB上で日報の投稿・閲覧・メッセージのやり取りができるシステムの開発・導入  タスク管理システムの開発・導入  ルッカースタジオを使用した「見える化経営」の実現  Google Work Spaceによる業務データの一括管理  Google Apps Scriptによる事務業務の自動化  ペーパーレス化による社内外の書類を電子化し、紙の使用量を大幅に削減。  すべての店舗にキャッシュレス決済を導入済みで、すべての取引をキャッシュレスで支払うことが可能  オンライン請求: 弊社からの請求書は100％オンライン化、受取請求書も50％の電子化を完了。  経費精算の効率化: 電子化による経費申請プロセスの効率向上。  ・当社では、最新の情報処理技術を活用するため下記の取り組みを行っています  DX人材の採用・教育による社内でのDX推進を担うチームの発足。  Google Work Spaceを全部署で使用全部署間でのデータ活用・連携  パソコン・iPad等のIT機器を全拠点へ配布。  ZOHO CRMによる顧客データ管理。  契約書類や請求書等の電子化。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　12月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社のHPで公表  <https://team-prima.jp/dxinitiatives/>  【DX戦略達成を図るための指標】 | | 記載内容抜粋 | 【DX戦略達成を図るための指標】  ・経営の指針となる「オンライン経営計画書」を全従業員で日々読み合わせ、その中に記載されたKGI・KPIの進捗をGoogleWorkSpaceのシステムを使用しリアルタイムで社内共有する環境が整っている。  ・売上高および営業利益の昨年対比100％越え |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　12月14日 | | 発信方法 | 当社のHPで公表  <https://team-prima.jp/dxinitiatives/>  【代表メッセージ】 | | 発信内容 | 【代表メッセージ】  当社では、データ活用やデジタル技術の進化による社会及び競争環境の変化が企業にもたらす影響を、リスクと機会の両面から捉えています。DX化を進めることで、企業の基盤システムや業務システムの変化が業務プロセス全体に影響を及ぼす可能性があると認識しており、これを新たな価値創出の機会と位置付けています。  具体的には、「業務システムに改革を起こすデジタルサービス」の導入により、お客様との接点を強化し、業務の効率化と企業運営全体の生産性向上を目指しています。また、デジタル技術の進化に伴い、セキュリティリスクの増加が予想される中で、お客様の情報を守るために、定期的なセキュリティ対策を徹底し、リスクを最小限に抑えています。  さらに、DX化の過程で浮き彫りになる重要な業務課題を適切に選定し、それらの解決を通じて企業価値の向上を図っています。これらの取り組みにより、急速に変化する競争環境に適応し、持続可能な成長を実現し、社会的価値の創出を目指してまいります。  当社は、これらのDX戦略を実行するために、各部門と連携し、従業員一人ひとりがその変革に貢献できるような環境を整備しています。この戦略を推進するための重要な施策として、AI技術の活用や、データドリブン経営への転換を掲げ、今後も進化し続ける市場に対応していきます。  株式会社プリマベーラ 代表取締役社長新井英雄 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024　年　12　月頃　～　2025　　年　1　月頃 | | 実施内容 | 実施内容「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力し提出しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024　年　12　月頃　～　2025　　年　1　月頃 | | 実施内容 | 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提唱するSECURITY ACTION制度に基づき「★★二つ星」を宣言しています。(自己宣言ID：41038423927) |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。